

令和5年度青森市スポーツ大会等開催助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市内でスポーツ大会やスポーツ合宿等（以下 大会等）を開催するスポーツ団体等に対し、予算の範囲内で助成金を交付し、県外から本市への誘客促進を図り、もって本市の地域経済の活性化及び観光産業の振興等に資することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この要綱による助成金の対象となる大会等は、青森市内で開催され、市内の宿泊施設に宿泊する県外からの参加者の延べ人数が10人以上であるものとする。ただし、次に掲げる大会等は除く。

- (1) 国、県、市等が主催又は共催する大会等
- (2) 宗教団体等が主催又は共催する大会等
- (3) 政治団体等が主催又は共催する大会等
- (4) 営利を目的とする大会等
- (5) 持ち回り等により定期的又は定例的に開催する大会等
- (6) 国又は地方公共団体が加入し、若しくは年会費等の負担金を支払っている競技会、行政の関わりが深い団体、又は行政が所管する団体が主催する大会等
- (7) 国、県、市その他団体等が行う他の補助制度に基づく補助金等の交付決定を受けているもの、又は受ける見込みがある大会等
- (8) その他公序良俗に反するなど会長が適当でないと認める大会等

2 この要綱による助成金の対象となる大会等のうち、同一の大会等の助成は2回までとする。同一の大会等とは、青森市で新たに開催される大会等を指し、初開催と2回目開催となる大会等を指す。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、大会等の開催に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 会場借上げ費
- (2) 謝金・指導料
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信費
- (5) 交通費
- (6) 消耗品費
- (7) 宿泊費

(助成金額)

第4条 助成金の額は、県外からの参加者が市内宿泊施設に宿泊する延べ人数に1人当たり2千円を乗じて得た額と20万円とを比較していずれか低い額とする。

(交付申請期限)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、事業開始日の1週間前までに会長に申請しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(助成金交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)を会長に申請しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第7条 会長は、助成金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金等の交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 申請者は第7条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容に不服があるときは、会長の定める期日までに交付申請取下げ承認申請書(様式第3号)により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業の廃止)

第9条 助成金の交付の決定の通知を受けた者(以下「助成団体」という。)が、第7条の規定により助成金交付の決定の通知を受けた助成事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(事業の変更)

第10条 助成団体が助成事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第5号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況調査等)

第11条 会長は、助成団体に対し、助成金の用途について報告を求め、又は実地に調査することがある。

2 会長は、前項の報告又は調査の結果必要と認めたときは、助成団体に対し、必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第12条 助成団体は、助成事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は令和6年3月31日までに、完了実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

(1) 領収書等の支出を証する書類の写し

(2) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 会長は、完了実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 助成団体は、助成金を請求しようとする場合には、助成金支払請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第15条 会長は、助成金支払請求書を受領した日から起算して30日以内に助成団体に対し助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 会長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 会長が助成金の交付を不相当と認めたとき。
- (4) 第12条の規定による完了実績報告書の内容に重大な過誤又は虚偽が判明したとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第17条 会長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和5年5月22日から実施し、同年4月1日から適用する。